

市区町村別集計項目(推進体制等)

岐阜県	
市区町村数	42

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
								有			無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間					
						17	28	14				40						
21	201	岐阜市	市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課	1	1	1	1	岐阜市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第3次岐阜市男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
21	202	大垣市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	大垣市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		大垣市第四次男女共同参画プラン	2018年4月	～	2023年3月	1	1	
21	203	高山市	生涯学習課	1	2	1	1	高山市男女共同参画推進条例	2002年12月25日	2003年4月1日		第5次高山市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
21	204	多治見市	くらし人権課	1	2	0	1	多治見市男女共同参画推進条例	2005年6月27日	2005年7月1日		第3次たじみ男女共同参画プラン	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
21	205	関市	市民協働課	1	2	1	1	みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		第3次せき男女共同参画まちづくりプラン	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
21	206	中津川市	市民協働課	1	2	1	1				0	なかつがわ男女共同参画プラン(第4次)	2016年4月1日	～	2027年3月31日	0	1	
21	207	美濃市	総合政策課	1	2	1	1				0	第3次男女共同参画いきいきプラン美濃	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
21	208	瑞浪市	生活安全課	1	2	1	1				0	第2次みずなみ男女共同参画プラン(後期)	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
21	209	羽島市	市民協働課	1	2	1	1				0	羽島市男女共同参画プラン	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
21	210	恵那市	まちづくり企画部企画課	1	2	0	1				0	第2次恵那市男女共同参画推進プラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
21	211	美濃加茂市	地域振興課	1	2	0	1				0	第3次みのかも男女共同参画基本計画	2020年4月	～	2030年3月	0	1	
21	212	土岐市	まちづくり推進課	1	2	1	1				0	第2次土岐市男女共同参画プラン	2014年3月	～	2024年3月	1	1	
21	213	各務原市	まちづくり推進課	1	2	0	1	各務原市男女が輝く都市づくり条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第4次かかみがはら男女共同参画プラン	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
21	214	可児市	人づくり課	1	2	1	1	可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2007年6月13日	2007年7月1日		可児市男女共同参画プラン2023	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
21	215	山県市	企画財政課	1	2	1	1	山県市男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年3月20日		第3次山県市男女共同参画プラン	2017年4月1日	～	2022年3月31日	1	1	
21	216	瑞穂市	総合政策課	1	2	1	1	瑞穂市男女共同参画推進条例	2010年12月17日	2011年4月1日		瑞穂市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2030年3月31日	1	1	
21	217	飛騨市	総合政策課	1	2	0	1				3	第3次飛騨市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
21	218	本巣市	企画財政課	1	2	1	0				0	第3次本巣市男女共同参画プラン	2017年4月1日	～	2022年3月31日	1	1	
21	219	郡上市	市長公室企画課	1	2	0	1	郡上市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日		第3次郡上市男女共同参画プラン	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
21	220	下呂市	市民活動推進課	1	2	1	1				0	下呂市男女共同参画プラン	2020年4月	～	2029年3月	0	1	
21	221	海津市	市民活動推進課	1	2	1	1	海津市男女共同参画推進条例	2008年3月24日	2008年4月1日		海津市男女共同参画プラン	2017年4月1日	～	2022年3月31日	1	1	
21	302	岐南町	総務課	1	2	0	0				0	第3次岐南町男女共同参画プラン	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
21	303	笠松町	総務課	1	2	1	1				0	第3次笠松町男女共同参画プラン	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
21	341	養老町	総務課	1	2	1	1	養老町男女共同参画のまちづくり条例	2005年3月28日	2005年4月1日		養老町第二次男女共同参画プラン	2012年4月1日	～	2022年3月31日	0	1	
21	361	垂井町	企画調整課	1	2	0	1				0	垂井町第2次男女共同参画プラン	2013年4月	～	2023年3月	0	1	
21	362	関ヶ原町	総務課	1	2	0	0				0	関ヶ原町男女共同参画プラン(第3次)	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	1	
21	381	神戸町	まちづくり戦略課	1	2	0	0				0	神戸町男女共同参画プラン	2012年4月1日	～	2021年3月31日	0	1	
21	382	輪之内町	総務課	1	2	0	1	輪之内町男女共同参画推進条例	2011年3月9日	2011年4月1日		わのうちきらめきプラン	2017年4月1日	～	2022年3月31日	0	1	
21	383	安八町	企画調整課	1	2	0	1				2	安八町男女共同参画プラン	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
21	401	揖斐川町	政策広報課	1	2	0	1				0	揖斐川町第2次男女共同参画プラン	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
21	403	大野町	総務部 総務課	1	2	0	0				0	男女共同参画プランおおの	2013年4月	～	2023年3月	0	1	
21	404	池田町	教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0	池田町男女共同参画プラン「いけだチャチャチャ」	2013年4月1日	～	2023年4月1日	0	1	
21	421	北方町	政策財政課	1	2	0	0				0	北方町男女共同参画プラン	2017年4月	～	2025年3月	0	1	
21	501	坂祝町	企画課	1	2	0	0	坂祝町男女共同参画推進条例	2014年3月17日	2014年3月17日		坂祝町男女共同参画基本計画	2013年4月	～	2022年3月	1	1	
21	502	富加町	総務課	1	2	0	0				0	富加町男女共同参画計画	2014年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
21	503	川辺町	企画課	1	2	0	1				0	川辺町男女共同参画基本計画	2015年3月	～	2025年3月	0	1	
21	504	七宗町	企画課	1	2	0	0				2	七宗町男女共同参画基本計画	2013年4月	～	2023年3月	0	1	
21	505	八百津町	総務課	1	2	0	0				0	第2次八百津町男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2030年3月31日	1	1	
21	506	白川町	企画課	1	2	0	0				0						1	
21	507	東白川村	総務課	1	2	0	0				0	東白川村男女共同参画基本計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁 内 連 絡 会 議 の 有 無	諮 問 機 関 の 有 無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の 状況	計画名称	計画期間	女性活 躍推 進法 との 関係	計画 策 定 の 方 法	現在の 状況
21	521	御嵩町	企画課	1	2	0	1				0	御嵩町第4次男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2025年3月	0	1	
21	604	白川村	総務課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4						0	4	3	1	0	2	1	1
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター		500-8521	岐阜市橋本町1-10-23(ハートフルスクエア-G内 2F)	058-268-1052	058-268-1057	https://gikyobun.or.jp/heartful/josei-c/	○		○			○	
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	ハートリンクおおがき	503-0911	岐阜県大垣市室本町5丁目51番地	0584-47-8549	0584-47-8838	http://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/3-3-0-0-0_4.html	○	○			○		
21	203	高山市														
21	204	多治見市														
21	205	関市														
21	206	中津川市														
21	207	美濃市														
21	208	瑞浪市														
21	209	羽島市														
21	210	恵那市	恵那中央出張所	えなえーる	509-7201	岐阜県恵那市大井町180-1パロ-恵那ショッピングセンター2階	0573-25-5070	0573-25-2557	https://ena-chuo-office.com/	○	○					○
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:Ola	リオラ	505-0023	美濃加茂市野笹町2丁目5番65号MEGAドン・キホーテUNY美濃加茂店2階	090-9022-2200		https://caminho-minokamo.com/	○	○			○		
21	212	土岐市														
21	213	各務原市														
21	214	可児市														
21	215	山県市														
21	216	瑞穂市														
21	217	飛騨市														
21	218	本巣市														
21	219	郡上市														
21	220	下呂市														
21	221	海津市														
21	302	岐南町														
21	303	笠松町														
21	341	養老町														
21	361	垂井町														
21	362	関ヶ原町														
21	381	神戸町														
21	382	輪之内町														
21	383	安八町														
21	401	揖斐川町														
21	403	大野町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単独	複合	施設管理		事業運営				
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
21	404	池田町															
21	421	北方町															
21	501	坂祝町															
21	502	富加町															
21	503	川辺町															
21	504	七宗町															
21	505	八百津町															
21	506	白川町															
21	507	東白川村															
21	521	御嵩町															
21	604	白川村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
4						4	4	3	3	0	2	1	0	0			
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター	2002年1月26日	6	0	26,128	○	○	○	○		○	○		大学・短期大学との連携講座	
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	2017年10月11日	3	2	9,980	○	○	○	○		○				
21	203	高山市															
21	204	多治見市															
21	205	関市															
21	206	中津川市															
21	207	美濃市															
21	208	瑞浪市															
21	209	羽島市															
21	210	恵那市	恵那中央出張所	2020年4月1日	1	1	8,235	○	○								
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:Ola	2018年9月21日	0	3	2,508	○	○	○	○						
21	212	土岐市															
21	213	各務原市															
21	214	可児市															
21	215	山県市															
21	216	瑞穂市															
21	217	飛騨市															
21	218	本巣市															
21	219	郡上市															
21	220	下呂市															
21	221	海津市															
21	302	岐南町															
21	303	笠松町															
21	341	養老町															
21	361	垂井町															
21	362	関ヶ原町															
21	381	神戸町															
21	382	輪之内町															
21	383	安八町															
21	401	揖斐川町															
21	403	大野町															
21	404	池田町															
21	421	北方町															
21	501	坂祝町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業								その他		
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究	
21	502	富加町																
21	503	川辺町																
21	504	七宗町																
21	505	八百津町																
21	506	白川町																
21	507	東白川村																
21	521	御嵩町																
21	604	白川村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数		うち		副町村長数		うち		自治会長数	うち		
							女性市区長数	女性比率(%)	女性副市区長数	女性比率(%)	女性町村長数	女性比率(%)	女性副町村長数	女性比率(%)	女性自治会長数	女性比率(%)				
			2			21	0	0.0	22	1	4.5	21	0	0.0	16	0	0.0	7,655	375	4.9
21	201	岐阜市				1	0	0.0	2	0	0.0							2492	242	9.7
21	202	大垣市	2005年3月18日	大垣市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							493	14	2.8
21	203	高山市				1	0	0.0	1	0	0.0							278	3	1.1
21	204	多治見市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	0	0.0
21	205	関市				1	0	0.0	1	0	0.0							567	17	3.0
21	206	中津川市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	2	1.2
21	207	美濃市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	1	1.4
21	208	瑞浪市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	2	1.9
21	209	羽島市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	2	1.8
21	210	惠那市				1	0	0.0	1	0	0.0							464	22	4.7
21	211	美濃加茂市				1	0	0.0	1	1	100.0							172	5	2.9
21	212	土岐市				1	0	0.0	1	0	0.0							250	4	1.6
21	213	各務原市	2005年9月26日	男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							364	27	7.4
21	214	可児市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	7	5.3
21	215	山県市				1	0	0.0	1	0	0.0							153	0	0.0
21	216	瑞穂市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	5	5.2
21	217	飛騨市				1	0	0.0	1	0	0.0							103	1	1.0
21	218	本巣市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	5	4.2
21	219	郡上市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
21	220	下呂市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
21	221	海津市				1	0	0.0	0	0								173	1	0.6
21	302	岐南町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
21	303	笠松町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
21	341	養老町										1	0	0.0	1	0	0.0	129	1	0.8
21	361	垂井町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	1	0.7
21	362	関ヶ原町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
21	381	神戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
21	382	輪之内町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
21	383	安八町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
21	401	播斐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	121	2	1.7
21	403	大野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
21	404	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
21	421	北方町										1	0	0.0	0	0		49	2	4.1
21	501	坂祝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
21	502	富加町										1	0	0.0	0	0		23	1	4.3
21	503	川辺町										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
21	504	七宗町										1	0	0.0	0	0		32	0	0.0
21	505	八百津町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	2	2.6
21	506	白川町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0
21	507	東白川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	3	15.8
21	521	御嵩町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5
21	604	白川村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード									
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数		うち女性委員数		女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員数		うち女性委員数		女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数		うち女性委員数		女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
				審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				総委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数			総委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数			総委員数	うち女性委員数			総委員数	うち女性委員数							
21	502	富加町	30.0	2024年3月	20	15	184	41	22.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会及び地方自治法第180条の5に基づく委員会	15	12	157	37	23.6	5	3	27	4	14.8	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1				
21	503	川辺町	25.0	2025年3月	36	23	317	63	19.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	30	22	297	60	20.2	5	3	32	5	15.6	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1				
21	504	七宗町									13	8	114	21	18.4	5	3	27	4	14.8	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1				
21	505	八百津町									15	9	183	35	19.1	5	1	27	1	3.7	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1				
21	506	白川町									6	5	82	12	14.6	5	3	27	5	18.5	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1				
21	507	東白川村									7	6	71	18	25.4	5	3	28	5	17.9	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1				
21	521	御嵩町	40.0	2024年3月	33	24	308	102	33.1	1.法に基づいて設置されているもの 2.条例に基づいて設置されているもの	28	23	289	100	34.6	5	2	31	5	16.1	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1				
21	604	白川村									6	6	50	11	22.0	5	3	25	5	20.0	13	1	7.7	14	1	7.1	1		1		1				

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岐阜県

都道府県 市区町村 名称	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値				目標設定の対象である審議会等の範囲			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
	目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
								17	17	594	199	33.5	7	6	23	7	30.4			
	岐阜市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	大垣市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3			
	高山市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3			
	多治見市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	関市							2	2	51	17	33.3	0	0	0	0				
	中津川市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	美濃市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	瑞浪市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	羽島市							2	2	108	26	24.1	0	0	0	0				
	恵那市							2	2	110	46	41.8	0	0	0	0				
	美濃加茂市							2	2	82	25	30.5	0	0	0	0				
	土岐市							3	3	73	27	37.0	0	0	0	0				
	各務原市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	可児市							1	1	37	10	27.0	0	0	0	0				
	山県市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	瑞穂市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3			
	飛騨市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	本巣市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	郡上市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	下呂市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	海津市							0	0	0	0		0	0	0	0				
	岐南町							0	0	0	0		1	1	4	2	50.0			
	笠松町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	養老町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	垂井町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	関ヶ原町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	神戸町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	輪之内町							1	1	15	8	53.3	0	0	0	0				
	安八町							1	1	5	2	40.0	1	1	5	1	20.0			
	揖斐川町							2	2	53	22	41.5	2	1	5	1	20.0			
	大野町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	池田町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	北方町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	坂祝町							1	1	60	16	26.7	0	0	0	0				
	富加町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	川辺町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	七宗町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	八百津町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	白川町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	東白川村							0	0	0	0		0	0	0	0				
	御嵩町							0	0	0	0		0	0	0	0				
	白川村							0	0	0	0		0	0	0	0				

調査時点 調査期間は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、適否に事例が無い。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産産後の就業制限の期間より短い。2. 労働基準法65条の産産後の就業制限の期間以上である。3. 期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に産前産後産後の期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、産前産後産後の期間の明記はありますか。	問5で1.を選択した場合、産前産後産後の期間の明記はありますか。	問6で1.を選択した場合、産前産後産後の期間の明記はありますか。	問7で1.を選択した場合、産前産後産後の期間の明記はありますか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、適否に事例が無い					
		左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例		配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他					
		20	1の合計	35	5	0	25		0		25	25	25	25	25	18
		9	2の合計	4	30	25	10		35		3	3	4	3	13	3
		0	3の合計	3		10	0		0		2	2	2	2	1	3
		13	4の合計	0							12	12	11	12	3	18
21	岐阜市	1	岐阜市議員の旧姓使用に関する要綱 第5条第1項 任命権者は、前条第2項及び第3項の規定による申請について、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	岐阜市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1
21	大垣市	1	大垣市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の用で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障や悪影響を及ぼすおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大垣市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1
21	高山市	1	高山市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(高山市臨時職員等の取扱いに関する規程(昭和56年高山市制令第12号)等に規定する臨時職員等を含む。)が職權、異字縁組その他の事由(以下「種別等」といふ。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き職權等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といふ。)を使用することに必要事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、届出することにより、職權において旧姓を使用することができる。	高山市議会	2						4	4	2	4	2	2
21	多治見市	1	多治見市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げるものに旧姓を使用することができる。 (1) 人事又は給与に関する条例、規則又は訓令等の規定により職員が作成する文書等 (2) 届呈書 (3) 検査票書 (4) 事務引継書 (5) 研修受講しシート (6) 名刺 (7) 前各号に掲げるもののほか、旧姓を使用してもは、条例、規則又は訓令等(以下「法令等」といふ。)の規定に反するおそれのない文書等で所長が認めるもの	多治見市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	4
21	関市	1	関市議員の旧姓使用に関する要綱 第6条第1項 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	関市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	4
21	中津川市	2	中津川市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げるものに旧姓を使用することができる。 (1) 人事又は給与に関する条例、規則又は訓令等の規定により職員が作成する文書等 (2) 届呈書 (3) 検査票書 (4) 事務引継書 (5) 研修受講しシート (6) 名刺 (7) 前各号に掲げるもののほか、旧姓を使用してもは、条例、規則又は訓令等(以下「法令等」といふ。)の規定に反するおそれのない文書等で所長が認めるもの	中津川市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の2.労働基準法85条の2.産前産後の就業制限の期間以上である。3.期間の定めはない。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の2.労働基準法85条の2.産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
2107	美濃市	2	美濃市議会	1	2	2	1	美濃市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
2108	瑞浪市	1	瑞浪市議会	1	2	2	1	瑞浪市議会会議規則 第2条 2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	4
2109	羽島市	2	羽島市議会	1	2	2	1	羽島市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
2110	恵那市	4	恵那市議会	1	2	2	1	恵那市議会会議規則 第90条2項 委員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	2
2111	美濃加茂市	1	美濃加茂市議会	1	2	2	1	美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に書面により届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
2112	土岐市	1	土岐市議会	1	2	2	1	土岐市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ、議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
府	市	区			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
県	市	区			議 会 名							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
コ	コ	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以前	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定はある。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							
ロ	ロ	村																
ド	ド	名																
	213	各務原市	1	各務原市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、各務原市の一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名札、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	各務原市議会	1	2	2	1		各務原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間(前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
	214	可児市	1	可児市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備を図るため、婚姻に関する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	可児市議会	1	1	2	1		可児市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間(前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
	215	山県市	1	山県市議員旧姓使用取扱要綱 〇山県市議員旧姓使用取扱要綱 平成21年9月24日 訓令第14号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法律等に抵触するおそれなく、職員の同一性の確保が容易にできる文書等で、職務遂行上又は事務処理上制約や支障を生じおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (旧姓使用者の責務) 第3条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、市民及び他の職員に混乱を生じさせてはならない。 (旧姓使用届等) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て勤務課長に提出しなければならない。 2 所属長は、前項の規定により提出された旧姓使用届の写しを添付するものとし、当該職員が所属したときは、異動先の所属長に旧姓使用届の写しを送付するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用届を提出して旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経て勤務課長に提出しなければならない。	岐阜県山県市議会	1	2	2	1		山県市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間(前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
	216	瑞穂市	1	瑞穂市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるもの限り、旧姓を使用することができる。	瑞穂市議会	1	1	2	1		瑞穂市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間(前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
	217	飛騨市	4		飛騨市議会	1	2	3	2				4	4	4	4	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、次の休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
21	218	本都市	1	本都市議員旧姓使用取扱要綱 単独要綱のため全文が該当する。	本都市議会	1	1	2	1	本都市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
21	219	郡上市	1	郡上市議員旧姓使用取扱要綱 単独要綱のため全文が該当する。	郡上市議会	1	1	2	1	郡上市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
21	220	下呂市	1	下呂市議員旧姓使用取扱要綱 (構造) 第1条 この要綱は、議員の互いの個性が尊重され、能力を最大、かつ発揮し得ることを目的とし、市長の事務担当に勤務する一階級に属する議員(臨時及び非常勤の議員を除く。以下「議員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文章等に使用するに際して必要な事項を定めるものとする。 旧姓の使用 第2条 議員は、市長の承認を受けたことにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文章、報告文書等(職階及び又は事務関係上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。) (旧姓を使用することができる文章等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文章等は、別表に掲げるものとする。 2 旧姓の使用の承認を受けた議員は、前項に規定するすべての文章等において旧姓を使用するものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 議員は、第2条の規定による旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を經由して市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書について、特に必要があると認めるときは、当該議員に対して、当該申請書記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。 (旧姓使用の承認) 第5条 市長は、旧姓の使用を承認した場合は、その旨を速やかに所属長を經由して当該議員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓を使用している議員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第2号)を所属長を經由して市長に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により、一旦旧姓の使用を中止した議員は、特別な事情がない限り、再び旧姓の使用の承認は申請できないものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた議員は、当該承認を受けたことを証する書類等の写しを所属長を經由して市長に提出することにより、旧姓の使用を承認したものとみなす。 (旧姓使用の取消し) 第8条 市長は、旧姓の使用を承認した後に、当該議員の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該議員の旧姓の使用の取消しを求めることができる。 (旧姓使用議員台帳) 第9条 市長は、第4条から前条までについて、その内容を旧姓使用議員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (職員及び所属長の責務) 第10条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、関係機関及び職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属議員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	下呂市議会	3								4	4	4	4	2	4

都 道 府 市 区 村	市 区 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
21	221	海津市	4	海津市議会	1	2	2	1	海津市議会会議規則 第28条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配属者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配属者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	4		
21	302	堺市	4	堺市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	2	4	
21	303	笠松市	4	笠松市議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	4	
21	341	養老町	2	養老町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	2	4	
21	361	播磨町	1	播磨町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	4	
		第2条 議員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら議員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。		関ヶ原町議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた議員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。左記の文書等において使用する)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (対象職員) 第2条 この訓令は、一般職に関する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定する全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの										4	4	4	4	4	2	4
21	381	神戸市	2	神戸市議会	1	2	3	2		2			3	3	3	3	3	3	3	
21	382	輪之内町	1	輪之内町議会	2								4	4	4	4	4	2	1	
21	383	安八町	2	安八町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	2	4	
21	401	揖斐川町	4	揖斐川町議会	1	2	2	1	揖斐川町議会会議規則 第2条第3項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	3	

都 道 府 市 県 村 町	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産体を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休暇期間について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法85条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
21403	大野町	4	岐阜県津島郡大野町議会	1	2	2	1	大野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	4	
21404	池田町	4	池田町議会	1	2	2	1	池田町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
21421	北方町	4	北方町議会	1	2	2	1	北方町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1
21501	坂祝町	4	坂祝町議会		3							4	4	4	4	4	4	4	
21502	富加町	4	富加町議会		2							2	2	2	2	2	2	2	
21503	川辺町	4	川辺町議会	1	2	2	1	川辺町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
21504	七宗町	2	八百津町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の想で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのあるものにおいては、旧姓(旧印を含む、以下同じ。)を使用することができるものとする。	七宗町議会	1	2	3	2	八百津町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			3	3	3	3	2	3	
21506	八百津町	1	第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の想で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのあるものにおいては、旧姓(旧印を含む、以下同じ。)を使用することができるものとする。 第3条 職員は、町長に届け出た後、旧姓の使用に関する承認を受けることにより、庶務等に指称するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	八百津町議会	1	2	2	1	八百津町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、事由によっては、その限りでない。第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
21506	白川町	1	白川町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備をはかるため、一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が婚嫁、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、町長に届け出た後、旧姓の使用に関する承認を受けることにより、庶務等に指称するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	白川町議会	1	2	2	1	白川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、事由によっては、その限りでない。第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	4	
21507	東白川村	2		東白川村議会	1	1	3	2		2		4	4	4	4	4	4	4	
21521	掛崙町	4		掛崙町議会	2							4	4	4	4	4	2	4	
21604	白川村	2		白川村議会	3							4	4	4	4	2	4	4	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。		
	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	1. 行っている。	に1問、必ずハ等するラ	す2. を議ハを設置してら	に3問、すハ等するラを議ハを設置してら	4. その他		1. 行っている。	1. 明記した規定があり、認められている。			1. 位置づけられた規定がある。	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む)	2. 行っていないが、今後取組も予定である。	規定が定メある倫理防規止	を設置してら	を議ハを設置してら		2. 行っていないが、今後取組も予定である。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。			2. 位置づけられていない。		
	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 行っておらず、今後取組も予定もない。					3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。			3. その他(不明等)		
	4. なし	4. なし							4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。					
	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3			3	
	1	4	7	0	0	0	0	0	6	11			36	
	0	0	34	0	0	1	0	0	36	0			3	
	41	38	0	0	0	0	0	0	0	28				
21 201 岐阜市	4	4	3						3	4			2	
21 202 大垣市	4	4	3						3	2			2	
21 203 高山市	4	4	3						3	2			1	
21 204 多治見市	4	4	3						3	4			2	
21 205 関市	4	4	3						3	2			1	
21 206 中津川市	4	4	3						3	4			2	
21 207 奥濃市	4	4	3						3	4			2	
21 208 滝沢市	4	4	3						3	4			2	
21 209 羽島市	4	4	3						3	4			2	
21 210 恵那市	4	4	3						3	4			2	
21 211 奥濃加茂市	4	4	3						3	4			2	
21 212 土岐市	4	4	2						2	4			2	
21 213 各務原市	4	4	3						3	4			2	
21 214 可児市	2	2	2						2	4			2	
21 215 山本町	4	4	3						3	4			2	
21 216 隆福町	4	4	1			3			3	2			2	
21 217 飛騨市	4	4	3						3	1			2	
21 218 本巣市	4	4	3						3	2			2	
21 219 郡上市	4	4	3						3	1			2	
21 220 下呂市	4	4	3						3	4			2	
21 221 海津市	4	2	3						3	4			2	
21 302 岐阜町	4	4	3						3	2			2	

都道府県	市町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問13 12で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 15で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。		問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1 に 間 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 2 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 3 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 4 な し	1 に 間 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 2 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 3 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 4 な し	1 に 間 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 2 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 3 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 4 な し	1 に 間 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 2 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 3 を 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 で あ る。 4 な し	4 そ の 他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
21	303	笠松町	4	4	3					3	1			2
21	341	養老町	4	4	3					3	4			2
21	361	番井町	4	4	3					3	2			2
21	362	関ヶ原町	4	4	3					3	4			2
21	381	神戸町	4	4	3					3	4			3
21	382	輪之内町	4	4	3					3	4			2
21	383	安八町	4	4	3					3	4			2
21	401	揖斐川町	4	4	3					3	2			2
21	403	大野町	4	4	3					3	2			2
21	404	松田町	4	4	3					3	4			2
21	421	北芳町	4	2	3					3	4			2
21	501	坂祝町	4	4	3					3	4			2
21	502	富加町	4	4	2					2	4			1
21	503	川辺町	4	4	3					3	4			2
21	504	七宗町	4	4	2					3	4			2
21	505	八百津町	4	4	2					2	4			2
21	506	白川町	4	4	2					2	2			3
21	507	東白川村	4	4	3					3	2			2
21	521	御嵩町	4	4	3					3	4			3
21	604	白川村	4	4	2					2	4			2
														1

「富加町避難所運営マニュアル」(平成30年3月、57頁)
 女性・子どもの視点での避難所運営(専用更衣室の確保、授乳スペースの確保、男女別の物干し場の確保、専用トイレの確保、女性の担当者による物資配布、女性専用相談窓口の設置、サロン活動の実施)